

広島県人権啓発推進プラン(第5次)

各人権課題に対する取組み ～インターネットによる人権侵害～

【 これまでの経緯・概要 】

国では、平成14(2002)年に制定された「プロバイダ責任制限法」で、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できることが決められました。あわせて、名誉棄損(めいよきそん)やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について書かれた「プロバイダ責任制限法名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」も決定されました。

【 現状・課題 】

スマートフォンなどの通信機器の機能向上やSNSの利用者の拡大などにより、インターネットを利用する機会が増えています。こうした中、利用者側のモラルが求められていますが、インターネット上での個人等に対する誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)、差別をさらに大きくする表現など人権を侵害するケースは後を絶たない状況にあります。



【 具体的な取組み 】

SNSやインターネット掲示板への、個人を誹謗中傷する書き込み等に関する相談に対して、必要な助言を行います。また不正に個人情報を入手するウイルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。 ★広島県人権啓発推進プラン(第5次) 令和3(2021)年3月策定を参考

「ゲートキーパー」を知っていますか? ～3月は自殺対策強化月間です～

警察庁の自殺統計によると、令和元(2019)年の自殺者数は20,169人で10年続けて減少したものの、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2(2020)年は21,081人と912人の増加に転じています。その中でも、若い世代の女性と学生・生徒の自殺の増加が目立っています。

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、「命の門番(もんばん)」とも位置付けられる人のことです。

ゲートキーパーは基本的な姿勢を知れば誰でもなることができます。

三原市保健福祉課では「ゲートキーパー養成研修」を実施しています。

それぞれの立場でできることを考え、自殺を減らす「生きる支援」に一緒に取り組みましょう。

★ゲートキーパー養成研修内容(要相談)

日 程 平日9時～16時の間(1～2時間程度)(年度内 1団体1回)

内 容 自殺の現状、自殺対策の取組み、ゲートキーパーの役割
相談対応DVDの視聴・演習など

申込先 保健福祉課 電話 0848-67-6053



まずは
声をかけを!

保健福祉課 HP

2次元コード



★きょうは何の日? ～3月 人権カレンダー～

3月8日 国際女性デー(国際女性の日)

「国際女性デー」は、20世紀の初頭、北アメリカ及びヨーロッパ各地で行われた労働運動が起源とされています。その後1910年に開催された第2回国際社会主義女性会議において、女性問題にかかわるあらゆる要求を国際連帯のもとに取組んでいこうと「国際女性デー」が提唱され、世界的に広がっていきました。

こうした動きを受け国連は、1975年の国際婦人年に、3月8日を「国際女性デー」として決めました。

この機会に、身近にDV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシャルハラスメントなどで苦しんでいる人がいないか見つめなおし、どんなことができるか考えてみませんか。

